

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し行政財産使用許可申請予定者を決定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年8月19日

北海道知事 鈴木 直道



1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 目的 北海道庁本庁舎売店出店者の公募
- (2) 内容 売店（コンビニエンスストア）の設置及び運営
- (3) 使用許可期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
ただし、今回の公募により選定された出店予定者が令和6年度以降の行政財産使用許可申請を行い、許可の要件を満たしている場合は、令和10年3月31日まで使用許可期間を更新することができる。
- (4) 設置場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎地下1階

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団等関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
ウ 消費税及び地方消費税
- (8) 道内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (9) 令和4年8月1日現在、道内でコンビニエンスストアの経営を行っていること。（コンビニエンスストア運営会社のフランチャイズ加盟者は応募できません。また、コンビニエンスストア運営会社が出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約に基づき第三者に運営を委託することはできません。）

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうか参加表明書を提出し審査を受けなければならない。

- ア 受付期間 令和4年8月19日(金)から8月29日(月)まで
- イ 受付時間 日曜日及び土曜日を除く毎日 午前9時から午後5時30分まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。持参する場合は、受付時間内に次の提出場所に持参すること。郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とする。

エ 提出場所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎4階
北海道総務部人事局職員厚生課健康管理係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 公募要領の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和4年8月19日(金)から8月29日(月)まで
- (2) 交付場所 3(1)エと同じ

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部人事局職員厚生課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks/koubo/kennkouzousinn>)においてダウンロードすることができる。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和4年10月11日(火)から10月21日(金)午後5時30分まで
- (2) 提出方法 3(1)ウと同じ
- (3) 提出場所 3(1)エと同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。また、現地説明会への出席がない者の提出した提案も無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「出店予定者」という。)を選定する。

8 行政財産使用許可申請

出店予定者は、別途財務会計法令の規定により行政財産使用許可申請を行うものとする。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部人事局職員厚生課健康管理係
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎4階
- (3) 連絡先 電話011-204-5046

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び出店予定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による。